

園芸施設共済制度改正のお知らせ

園芸施設共済は、より充実した補償を目指し、以下のような制度改正を行いました。

内容をご確認いただき、是非とも引き続きのご加入をお願い申し上げます。

※本制度改正につきましては、令和2年9月2日責任開始分から適用されます。

1. 付保割合引上特約の導入 . . . 付保割合に90%と100%を追加!

これまで、付保割合（ハウスの価値に対する補償割合）は、80%が限度でしたが、これに90%と100%を追加しました。

また、本制度改正に伴い、共済価額（ハウスの価値）、共済金額（補償額）ともに1円単位までの算出に変更されます。

2. 小損害不てん補に新コース追加 . . . 不てん補額に1万円を追加!

小損害不てん補は、設定した金額以下の損害を共済金の支払対象にしないかわりに、掛金を安くする（反対に、掛金を割増にして支払開始金額を低く設定することもできる）特約です。

今まで「3万円（または共済価額の5%）」「10万円」「20万円」「50万円」「100万円」の5種類から共済金支払開始金額を選択できましたが、これに「1万円」が追加されました。

本特約を選択することで、1万円を超える損害から共済金の支払対象となります。

掛金の上り幅も鉄骨ハウスで約6%、パイプハウスで約3%と比較的低く抑えられ、特に鉄骨ハウスのような資産価値が高いハウスにおすすめの特約です。

3. 復旧費用特約を拡充 . . . 耐用年数経過後も100%まで補償!

耐用年数を経過したハウスの復旧費用特約については、再建築価額の75%までが補償上限でしたが、これが100%まで引き上げられました。

また、業者を介さず自力で復旧した場合も、共済金の支払対象となりました。

※本改正は、復旧費用特約が付された棟に自動的に適用されます。

4. その他

耐用年数を経過した被覆物について、自然消耗割合の適用が廃止されました。

詳しくは、新潟県農業共済組合本所各支所の園芸施設共済係へ

本所 TEL: 025-282-9296

下越支所 TEL: 0254-33-3904

佐渡支所 TEL: 0259-63-4121

魚沼支所 TEL: 025-793-7931

上越支所 TEL: 025-525-1130